

協議第13号

国・道からの財政支援等の検証について

幕別町、更別村及び忠類村の3町村が、合併による新たなまちづくりを進めるにあたり、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づき受けることのできる国及び道からの財政支援等について、次のとおり検証する。

種類	名称	対象団体	事業又は経費	内容	検証
補助金(国)	合併準備補助金	法定合併協議会構成市町村	市町村建設計画作成又はその準備等の経費	1町村につき5,000千円上限（1回限り交付）	新町建設計画作成などに、可能な限り活用するものとする。
	合併市町村補助金	平成17年3月31日までに合併した市町村	市町村建設計画に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要な事業	関係市町村ごとの額（人口により異なる）の合計額を単年度交付額の上限として、合併成立年度から3年度を限度に交付	新町建設計画に基づくハード事業などに、上限額の270,000千円を、平成17年度から平成19年度まで90,000千円ずつ見込むものとする。
補助金(道)	市町村合併準備補助	法定合併協議会又は合併重点支援地域の任意協議会	市町村建設計画の策定又は合併準備のための各種調査等の経費	補助率：1/2 上限額：20,000千円/事業 下限額：5,000千円/事業	例規作成、事務事業一元化、電算システム統合計画策定などに、可能な限り活用するものとする。
	合併支援補助（ハード系）	平成17年3月31日までに合併する市町村	市町村建設計画に基づいて行う事業（公用施設のみを除外）で、地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業	補助率：1/2 上限額：200,000千円/事業 下限額：15,000千円/事業（5万人未満の市町村） 10,000千円/事業（合併特例債を利用する事業）	新町建設計画に基づくハード事業等に、平成17年度及び18年度はそれぞれ77,000千円、平成19年度は66,000千円の合計220,000千円を見込むものとする。
	合併支援補助（ソフト系）	平成17年3月31日までに合併する市町村	市町村建設計画に基づいて行う事業（公用施設のみを除外）で、地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業	補助率：1/2 上限額：20,000千円/事業 下限額：5,000千円/事業	可能な限り活用するものとする。
普通交付税	合併補正（経常・その他諸費）	平成17年3月31日までに合併した市町村	合併直後に必要となる、行政の一体化、住民水準の格差是正に要する臨時的経費	次の算式により算出した額（総額）を5年度間にわたり均等に基準財政需要額に算入 (100,000千円 + 5千円 × 合併後人口) × (1 + (合併関係市町村数 - 2) ÷ 4) (上限3,000,000千円)	合併直後に必要となる諸経費などに、平成17年度から平成21年度まで61,713千円ずつ、上限額の308,568千円を見込むものとする。
	合併算定替	平成17年3月31日までに合併した市町村		合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度は、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される普通交付税の合算額を保障し、さらに、その後5年度は保障額を段階的に縮減（11年目0.9、12年目0.7、13年目0.5、14年目0.3、15年目0.1）	
特別交付税	合併準備経費に対する財政措置	法定又は任意合併協議会構成市町村	法定合併協議会への負担金、合併に向けての啓発事業等の合併準備経費	法定又は任意合併協議会が設置された年度を含めて5年間に限り、合併準備のため生じる各種財政需要額として総務大臣が調査した額の1/2	合併協議会への負担金や啓発事業などの合併準備経費に、平成15年度に6,185千円、平成16年度に13,024千円の合計19,209千円を見込むものとする。
	合併移行経費に対する財政措置	合併関係市町村	合併関係市町村が速やかな一体性の確立を図るため、合併前に要する電算システム統一等の経費	合併関係市町村が合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な経費として総務大臣が調査した額の1/2	電算システム統合に係る経費に、平成16年度に227,500千円を見込むものとする。
	市町村合併に対する特別交付税措置	平成17年3月31日までに合併した市町村	新しいまちづくり 公共料金格差是正 公債費負担格差是正 土地開発公社の経営健全化	次の算式により算出した額（総額）を、1年目50%、2年目30%、3年目20%支給 (400,000千円 + 4千円 × 増加人口) × 補正係数	平成17年度210,190千円、平成18年度126,114千円、平成19年度84,076千円の合計420,380千円を見込むものとする。
地方債	合併推進債	合併重点支援地域の指定を受けた市町村	合併推進に資するための公共施設整備に係る単独事業	充当率：90% 普通交付税措置額：元利償還金の1/2 ただし、合併特例法の期限までに合併しない場合には、平成17年度以降、元利償還金に対する交付税措置は行わない。	財源調達上有利となる場合には活用する。
	合併特例債	平成17年3月31日までに合併した市町村	合併年度及びこれに続く10年度に行われる市町村建設計画に基づく一定の公共施設の整備 合併年度及びこれに続く10年度に行われる一定の基金の積立てに要する経費	標準全体事業費（人口9万人と1万人の自治体が合併した時に必要な事業費を180億円）99.1億円 充当率：95% 普通交付税算入率：70% 標準基金規模（合併関係市町村数、増加人口及び合併後人数の多寡に応じ次の算式により算出）16.5億円 300,000千円 × 合併関係市町村数 + 10千円 × 増加人口 + 5千円 × 合併後人口 (上限4,000,000千円)	10年間で起債可能な額9,410,000千円の内、8,122,400千円を見込むものとする。 上限額である1,567,500千円を見込むものとする。
過疎法の適用				合併によって新たな市町村が過疎地域でなくなる場合でも、合併関係市町村に過疎地域の市町村が含まれる場合には、過疎地域とみなして過疎法が適用される。	財源調達上有利となる場合には活用する。
人的支援(国)	市町村合併支援アドバイザー制度	合併重点支援地域の市町村及び平成17年3月31日までに合併した市町村		広域的観点に立ったまちづくりや施策展開を行うための人材やノウハウを補い、各種施策を効果的に展開するため、以下のアドバイザーを派遣（市町村合併、人材育成、消防広域再編、農村振興整備支援事業、大都市地域リンケージプログラム、地域振興）	必要に応じ支援を要請する。
人的支援(道)	市町村合併アドバイザーの派遣	法定合併協議会及び合併重点支援地域の市町村		合併手続きや市町村建設計画の策定など、合併協議における具体的な内容について助言を行う。	必要に応じ支援を要請する。
	人的支援	平成15年12月末日までに市町村議会の議決を経て平成16年1月末日までに設置する法定合併協議会のうち、平成15年12月末日までに合併重点支援地域の指定申請があった法定合併協議会		法定合併協議会委員としての参画及び協議会事務局への派遣	合併協議、新町建設計画の策定、合併手続きなどを円滑に進める必要があることから、人的支援を要請する。